



令和8年度

強度行動障害児者への集中的支援に係る 相談支援専門員向け説明会

— 目次 —

- 事業概要
- 支援の流れ
- 各支給決定自治体における手続き
- 広域的支援人材名簿について
- 居住支援活用型を実施する施設等名簿について

関連通知（「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続き等について」
（R6.3.19））

概要

○強度行動障害児者への集中的支援が必要となった背景

強度行動障害を有する児者について、状態が悪化することにより、サービスの利用や生活の維持が困難になった事例がある。また、支援の現場においては、目の前の対応に追われ、支援を振り返る余裕がなくなることにより、対応する職員が疲弊し事業所における支援力が低下していくという状況がある。

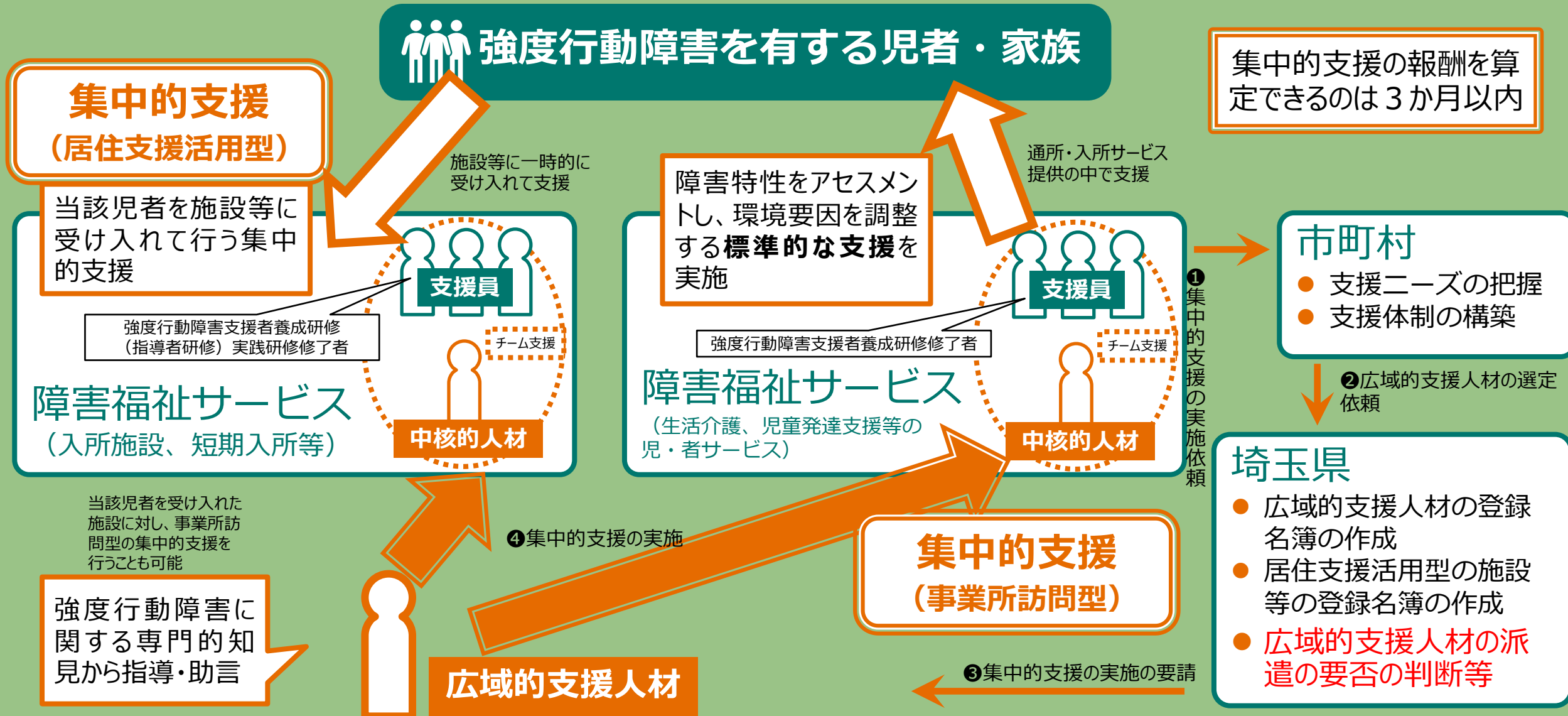
こうした状況を踏まえ、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言を含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を事業所・施設とともにを行い、環境調整を進めていく必要がある。

○本ガイドラインについて

令和6年度より「集中的支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）」が創設され、各事業所・施設においては必要に応じて集中的支援に係る申請を行うことが必要となった。

各事業所・施設からの申請は支給決定自治体にて受付・確認を行うこととされているため、加算の要件や集中的支援に係る申請内容について、本ガイドラインを通じて理解を深めていただきたい。

強度行動障害を有する児者への集中的支援（イメージ図）



集中的支援申請手続の流れ

埼玉県

- 広域的支援人材
- 居住支援活用型を実施する施設等

支給決定市町村 児童相談所

事業所等

- ・ 居住支援活用型の集中的支援を実施する施設等の登録名簿の作成
- ・ 広域的支援人材の登録名簿の作成

共有

共有

広域的支援人材の選定・調整

3

実施の要請

4

広域的支援人材

集中的支援実施計画(案)作成

居住支援活用型の集中的支援を実施する場合は当該施設等と連絡調整した上で作成する

提出

6

集中的支援実施計画に基づく支援

7

集中的支援実施報告書の作成

提出

2

児者の基準適合の確認
集中的支援の必要性検討

当該児者と事業所等の状況確認

事業所等との連絡調整

5

集中的支援実施計画に基づき支給決定

新たに障害福祉サービスを利用する場合は支給決定し、当該児者は事業所等の利用契約を行う

提出

1

集中的支援の必要性

申請

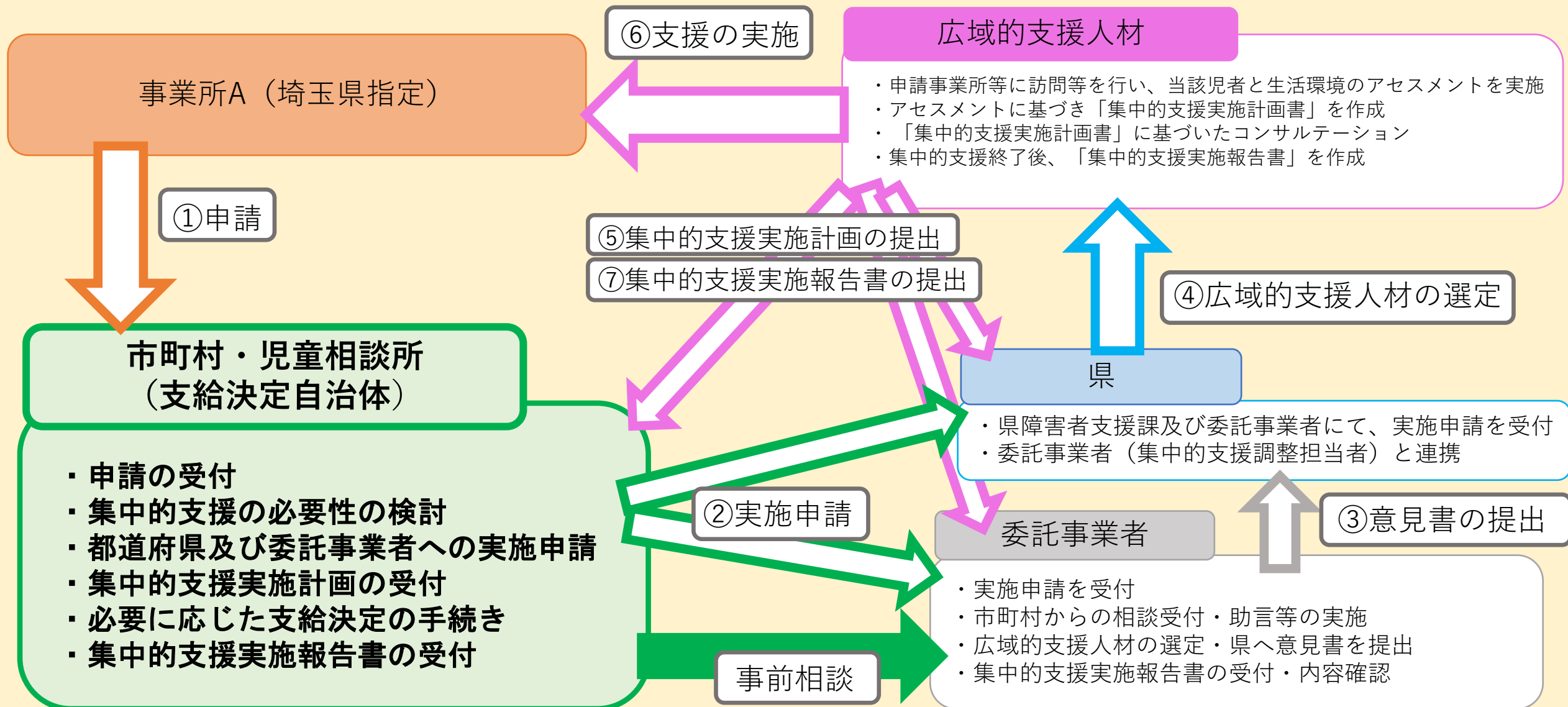
※計画相談・障害児相談支援を利用している場合は相談支援員と十分な連携を図り、サービス担当者会議で検討することが望ましい。

集中的支援
の実施

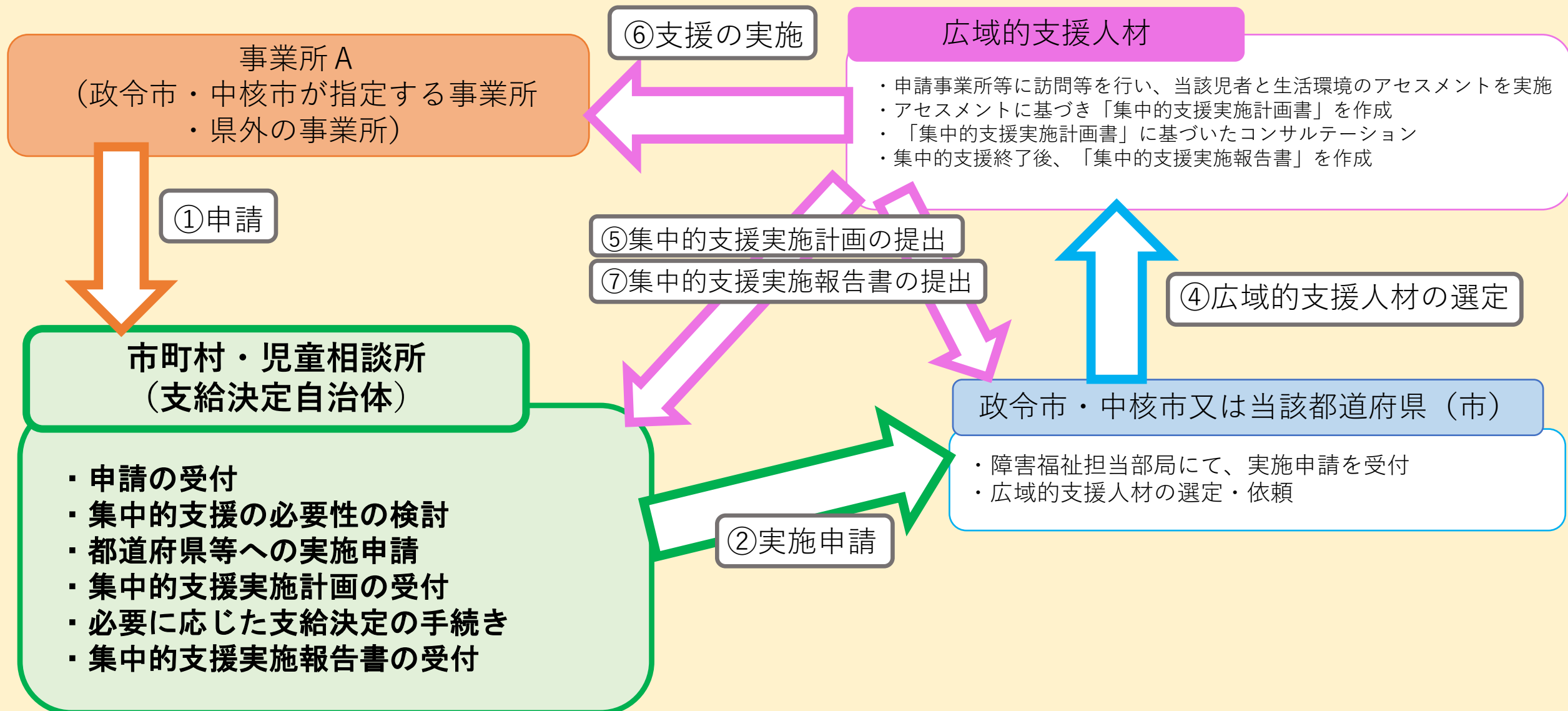
集中的支援実施報告書に基づいて
個別の支援会議等を実施する

広域的支援人材の
選定・調整については、
委託事業者にて実施

埼玉県強度行動障害児者への集中的支援事業ガイドライン①



埼玉県強度行動障害児者への集中的支援事業ガイドライン①



埼玉県強度行動障害児者への集中的支援事業ガイドライン②

委託事業者の業務

- ・調整担当者の配置
- ・広域的支援人材名簿及び居住支援活用型集中的支援実施施設登録名簿の管理
- ・各広域的支援人材との連携
- ・支給決定自治体からの実施申請の受付
- ・申請市町村及び事業所等と検討の上、集中的支援実施の可否を判定
- ・広域的支援人材、市町村及び事業所等と必要に応じた連絡・調整・助言等を総合的に実施
- ・実施する場合は、委託事業者が広域的支援人材を選定。（実施依頼通知は県から発出）
- ・集中的支援実施報告書の受付・内容確認及び助言

埼玉県強度行動障害児者への集中的支援事業ガイドライン③

支給決定自治体（市町村・児童相談所）の業務

①申請の受付

○対象児者の基準適合の確認

- ・障害児にあつては、強度行動障害判定表20点以上である児、障害者にあつては、行動関連項目10点以上であること。
- ・集中的支援加算（Ⅱ）（居住支援活用型）においては、事業所が集中的支援実施後の対象者の居住の場を確保していることを確認
- ・計画相談支援・障害児相談支援を利用している場合には、担当する相談支援専門員等と十分な連携を図る。その場合にはサービス担当者会議で検討されているか確認。

埼玉県強度行動障害児者への集中的支援事業ガイドライン④

(参考)

○申請事業所等の義務の確認(実施要綱第6条)

第6条 申請を行う事業所等は、当該事業の目的に鑑み、以下に示す内容を達成するよう努めることとする。

- (1) 広域的支援人材の支援に対応するため、複数人で編成するチーム体制を構築すること。
- (2) 前号のチームに強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者または中核的人材養成研修修了者を中心者として配置すること。
- (3) 支援を受けるチームに関わらない職員や事業所管理者、法人責任者がコンサルテーション(助言援助等)を受けることにつき理解し、協力すること。

2 前項に加え申請を行う事業者等は、本事業につき以下の点を理解していること。

- (1) 本事業は、広域的支援人材のコンサルテーション(助言援助等)により支援者の支援力向上を目指すものであり、必ずしも本人の行動障害の発現が抑制できるものではないこと。
- (2) 広域的支援人材は支援者への支援を主としており、対象者への主たる支援やサービス担当者会議等への報告等、事業所の職員が行うべき業務については、広域的支援人材が必要と認める場合を除いて参画しないこと。

埼玉県強度行動障害児者への集中的支援事業ガイドライン⑤

②集中的支援の必要性の検討

○申請事業所と協議の上、必要性を判断する

- ・必要に応じて、集中的支援調整担当者に助言を求めることができる
- ・委託事業者(集中的支援調整担当者)に対し、事前相談が可能

(参考)

○集中的支援調整担当者の業務(令和8年委託仕様書3(1))

(1)支給決定自治体からの集中的支援実施依頼の受付

強度行動障害を有する児者に対し必要性を認めた支給決定自治体から集中的支援の実施依頼の申請を受け付け、当該児者が基準(※)に該当しているか確認するとともに、当該児者への集中的支援の必要性について、依頼した事業所等と検討を行う。

埼玉県強度行動障害児者への集中的支援事業ガイドライン⑥

③都道府県等への実施申請

○都道府県等に対し、集中的支援の実施を申請（別紙様式2）

- ・対象児者が県外事業所を利用している場合についても、当該事業所の指定権者に対し、実施を申請する。
- ・対象児者が国立のぞみの園に入所している場合には、埼玉県に実施を申請する。

（実施申請先について）

支給決定自治体 申請事業所の所在地	政令・中核市	県外市町村	県内市町村（指定都市・ 中核市・和光市除く）	児童相談所
政令・中核市	政令・中核市	政令・中核市	政令・中核市	政令・中核市
県外市町村 （例：茨城県古河市）	申請事業所の指定権者 （例：茨城県）	申請事業所の指定権者 （例：茨城県）	申請事業所の指定権者 （例：茨城県）	申請事業所の指定権者 （例：茨城県）
和光市	埼玉県	埼玉県	埼玉県	埼玉県
県内市町村（指定都市・ 中核市・和光市除く）	埼玉県	埼玉県	埼玉県	埼玉県

※国立のぞみの園に入所している方の集中的支援については、埼玉県に実施を申請してください。

埼玉県強度行動障害児者への集中的支援事業ガイドライン⑦

○埼玉県に実施申請する場合

- ・県障害者支援課及び委託事業者宛てに申請

書類提出先

埼玉県障害者支援課 総務・市町村支援担当

メールアドレス：a3300-08@pref.saitama.lg.jp

電話番号 : 048-830-3300

埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」

メールアドレス：koikishien-saitama@keyakinotosato.or.jp

電話番号 : 049-239-3554

(別紙様式2)

別紙様式2：集中的支援の実施申請書	
(支給決定自治体) 市町村長 殿	
集中的支援の実施申請	
申請者 ☐ 相談支援事業所 ☐ 通所事業所 ☐ 入所施設 ☐ その他	法人名 事業所名 管理者名(氏名) 連絡先 (※事業所等の利用がない場合は氏名のみ)
対象児者	氏名 住所
利用事業所等	法人名： 事業所名： 担当者： 連絡先： 事業所住所：
担当の相談支援専門員	連絡先：
集中的支援の開始希望月	
集中的支援を必要とする理由(概要)	
備考	
*対象者の受給者証の写しを添付してください。 *利用事業所等が複数あるときは、欄を追加してご記入ください =====	
都道府県等 殿	
上記の通り、集中的支援の実施申請書を受理いたしましたので、集中的支援の実施を依頼します。	
市町村名 担当者 連絡先	

埼玉県強度行動障害児者への集中的支援事業ガイドライン⑧

④集中的支援実施計画の受付・実施状況の把握

○県が選定した広域的支援人材から「集中的支援実施計画」の提出を受け付ける。

- ・提出された「集中的支援実施計画」を確認し、支援内容を把握する。
- ・内容については参考資料とし、今後の支援に活用すること。
- ・集中的支援を実施する中で実施計画の変更が必要になった場合、変更した「集中的支援実施計画」を受け付ける。

○実施状況の把握

- ・広域的支援人材に対し集中的支援の終了を待たず、集中的支援の進捗等について報告を求めることができる。

埼玉県強度行動障害児者への集中的支援事業ガイドライン⑨

⑤必要に応じて支給決定等の手続き

○広域的支援人材のアセスメント結果を踏まえ、支給決定等の手続きを行う

- ・アセスメントの結果、「居住支援活用型の集中的支援」が必要となった場合等、支給決定の変更や新たな障害福祉サービス等の利用の手続きを行う。
- ・支給決定の手続きについては、広域的支援人材と連絡調整をした上で進めること。

⑥集中的支援実施報告書の受付・把握

○広域的支援人材から「集中的支援実施報告書」の提出を受け付ける。

- ・提出された「集中的支援実施報告書」の内容を確認・把握し、今後の支援に活用する。